

よって、議案第23号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第24号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○平 進介議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

金子豊美文教常任委員長。

(金子豊美文教常任委員長登壇)

○金子豊美文教常任委員長 文教常任委員会審査報告。令和2年3月市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案3件について、審査しました経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月10日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしました。

それでは、議案第11号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、一般財団法人文教の杜ながいを指定管理者に指定し、長井市文教の杜ながいの管理を行わせるため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、のがわクラブを指定管理者に指定し、長井市パークゴルフ場の管理を行わせるため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 長井市いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、いじめ防止対策推進法の規定により、本市のいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項を定めるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、第7条に規定されている長井市いじめ問題対策連絡協議会は、長井市いじめ防止対策基本方針と同一の組織なのか、違いはあるのかとの質疑がなされ、学校教育課長からは、同一の組織となるよう、本条例制定の後、基本方針の見直しを行うとの答弁を受けました。

また、委員からは、第10条で長井市いじめ問題対策連絡協議会の議事を過半数で決することは適切か、また第20条で規定する公開しない範囲の考え方はとの質疑がなされ、学校教育課長からは、協議会で決定すべき事項は過半数で決するが、議事録として意見を残しておくべきと考える。また、プライバシーに関する部分は公開しないが、委嘱を受けている委員名については公開すべきと考えているとの答弁を受けました。

さらに委員からは、長井市いじめ問題対応委員会及び長井市いじめ重大事態再調査委員会の開催状況や案件の内容は公表されないのか、委員に教育関係者が多いと身内を守る体制ができるおそれを感じるが、一般の方の意見をどうやって取り入れるのかとの質疑がなされ、学校教育課長からは、重大事態が発生した場合は、教育委員会から市長部局に報告することが基本方針に規定されているが、詳細を公表するかは案件によると考える。長井市いじめ問題対応委員

会委員の選定については、中立性と公平性の確保が課題であり、意見を取り入れる環境が必要と考えるとの答弁を受けました。

また、委員からは、どのような案件の場合に委員会が開かれるのか、また、いじめ発生時にすぐに状況を把握し、教員と教育委員会が連携できる体制とする必要があるのではとの質疑がなされ、教育長からは、ガイドラインに規定する重大事態が発生した場合、本条例の第14条に基づき委員会が設置される。また、いじめの認知件数は子供と向き合った数として受けとめ、保護者や地域も一緒に解決していくという基本姿勢を引き続き学校に指導していくとの答弁を受けました。

さらに委員からは、本市におけるいじめの認知件数の推移は。認知件数を把握し、学校が丸となっていじめ問題に取り組むべきと考えるがとの質疑がなされ、教育長及び学校教育課長からは、ささいなことでも報告を受けているため、認知件数は増加している。重大事態を防ぐためにも学校内でいじめに関する情報を共有することが重要と考えるとの答弁を受けました。

また、委員からは、教師が子供たちに目を配り、ささいなことでも指導できる体制が必要と考えるが、教員の働き方や支援員の増員についてどう考えるのかとの質疑がなされ、教育長からは、子供と向き合う時間をとるための働き方改革が必要と考え、支援員についても学校の要望に沿った配置を今後も進めていきたいとの答弁を受けました。

また、委員からは、子供からのいじめの相談に対して、まずは保護者から子供に話をすることも必要と考えるが、保護者とどのようにかわっていくのかとの質疑がなされ、教育長からは、子供と向き合う機会と捉え、学校としても保護者の相談に乗るなどして取り組んでいきたいと考えるとの答弁を受けました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり

り可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教常任委員会の報告を終わります。

○平 進介議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第6、議案第11号 指定管理者の指定についてから日程第8、議案第18号 長井市いじめ防止対策の推進に関する条例の設定についてまでの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第6、議案第11号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長の報告は原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第11号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第14号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長の報告は原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第11号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第18号 長井市いじめ防止対策の推進に関する条例の設定についての1件について、文教委員長の報告は原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第18号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○平 進介議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

小関秀一厚生常任委員長。

(小関秀一厚生常任委員長登壇)

○小関秀一厚生常任委員長 おはようございます。

令和2年3月市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案6件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月11日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求めて審査をいたしております。

それでは、議案第20号 長井市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所定の改正を行うために提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、成年被後見人を意思能力を有しない者に改めることについて、その違いは何かとの質疑がなされ、市民課長からは、成年被後見人単独では意思能力を有していないこととみなされるが、後見人が同行することで意思能力を有するとみなすこととなるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、第5条以降の改正は字句の調整ということだが、変更理由は何か、今後、印鑑登録証明書の記載内容が変更になることはあるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、本来第5条において説明すべき文言が第6条に

記載されていたため、その文言を移動する改正であり、印鑑登録証明書の記載内容に変更があるものではないとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第28号 長井市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、斎場使用料につき原価及び近隣市町の状況に鑑み、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第12号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、長井市致芳児童センターの管理を行わせるため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第25号 長井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の誤りについて、官報正誤による訂正手続が行われたことに伴い、所要の規定の整備をするために提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第26号 長井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うた